

7月の無料相談

相談名	日	時	場 所	主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日	13:00～16:00	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと (弁護士) ※予約制
税務相談	12日(火)	13:00～16:00 (予約時間10:00～14:00)	真鍋事務庁舎 (☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士) ※予約制
市民相談	月～金曜日	8:30～17:15	広報広聴課 (☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	水・金曜日	13:00～16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	20日(水)	13:00～16:00	広報広聴課 (☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費生活相談	月～金曜日	9:30～16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月～金曜日	8:30～17:15	こども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月～金曜日	9:00～17:00	地域子育て支援センター“さくらんぼ” (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月～金曜日	9:30～16:30	療育支援センターほか (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること (早期療育相談員)
青少年相談	火～日曜日	10:30～17:00	青少年センター (ウララ2 8階 ☎823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員) ※電話相談可
教育相談	月～金曜日	9:00～16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員) ※予約制
交通事故相談	月～金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00～16:45 (13:00～16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること (県委嘱相談員・弁護士)
人権相談	月～金曜日	8:30～16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00～16:00	新治地区公民館 (☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること (生活相談員)
ひきこもり専門相談	11日(月)	10:00～12:00	土浦保健所 (☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと (専門医) ※予約制
精神クリニック	15日(金)	14:00～16:00	土浦保健所 (☎821-5516)	精神障害者の医療などに関すること (精神科医師) ※予約制。1日2件まで
	25日(月)	10:00～12:00		

◎ 女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日	11:00～15:40	男女共同参画センター (ウララ2 7階 ☎827-1107) 月曜休館	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど (専門カウンセラー) ※予約制
	9日(土)	10:00～15:00		
法律相談	28日(木)	13:30～15:30		法律が関係する困りごと (女性弁護士) ※予約制
法律関連一般相談	8日(金)・22日(金)	13:00～15:40		法的な手続きについてなど (専門相談員) ※予約制
一般相談(外国人相談を含む)	8日(金)・22日(金)	13:00～16:00		仕事や家族関係、生き方など、女性を取り巻く さまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制
DVヘルプライン(電話相談)	21日(木)	13:00～16:00	☎827-2525	配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力などの 悩みに関すること

協働のコーナー

問 市民活動課協働推進室

☎826-1111 内線2234

市では、第7次総合計画の中で基本理念として「共に考え行動する協働によるまちづくり」を掲げ、まちの主人公である市民が「自分たちのまちは、自らが創る」という意識の下、市民と行政が相互にパートナーシップを確立し、それぞれの責務と役割分担により、市民協働のまちづくりを進めています。

そこで、このコーナーでは、協働についてや、NPOなどの市民活動団体の情報をお知らせします。今回は、協働についてよく耳にする用語を紹介します。

◆**協働**=市民がお互いに、そして市民と行政が、それぞれの持つ特性を活かしながら、補完しあい、協力し合い、社会的課題の解決にあたること

◆**市民活動**=市民が自発的な意思に基づき、自分たちの生活とコミュニティの貢献を目的に行う、非営利で公益的な活動

◆**NPO**=Non Profit Organizationの略語で、民間非営利組織を意味する。営利を目的とせず(非営利で)公共的な市民活動を行う民間団体の総称

市民活動団体のサイトを立ち上げました！

こらぼの
こらぼのは 土浦市民のための
地域活動情報サイトです
土浦市民活動情報サイト「こらぼの」
<http://www.corabono.com/>
市内の市民活動団体の情報を発信していますので、
ご覧ください。詳しくは次回にお知らせします。